



波打ち際の「英国臣民」：大英帝国内の移民管理に関する歴史社会学的考察

栢木，清吾

(Citation)

国際文化学, 26:1-21

(Issue Date)

2013-03-25

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004801>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004801>



波打ち際の「英国臣民」

—大英帝国内の移民管理に関する歴史社会的考察—

“British Subject” at Bay

—A Historical Sociological Study on Migration Controls in the British Empire—

栢木 清吾

Seigo KAYANOKI

概要

移民管理に関する既存の歴史社会学的研究は、「国民国家」という分析単位を暗黙の前提として採用してきたが、近代の国民国家が同時に植民地帝国の一部であったことを鑑みれば、植民地関係への言及を抜きにした国民国家に関する説明は乏しいものとならざるをえない。それゆえ、近代における移民現象と国家によるその管理の様態を理解するには、帝国という歴史的・空間的布置のなかで、それらを捉え直す必要がある。こうした問題意識のもと、本稿は20世紀初頭のインド人移民に対してカナダ自治領政府が導入した制限的措置を社会的な考察対象として、大英帝国内の移民管理の様態の一旦を明らかにすることを課題とする。「英国臣民」であるインド人の帝国領内における移動に対して、同じく英帝領であるカナダ自治領が整備していく法制度の分析を通して、帝国における移民管理が、現場で起こる微細な出来事への応答として場当たりの導入され、また変容されていく法制度によって、なし崩し的に既成事実化していったことが明らかにされる。

キーワード

帝国、移民管理、カナダ、インド移民

I はじめに

従来、国家による移民管理に関する歴史社会学的研究は、「国民国家」という分析単位を暗黙の前提として採用してきた。国家形成史のモデルは「西洋」という仮構された地理的範囲内の歴史発展から導き出され、それが他の地域との比較対照での基準であるかのよう

に利用されてきた。帝国主義や植民地主義の問題は、特殊事例として処理されるか、国家発展における過渡的な段階として扱われてきた。しかし、近代の国民国家が同時に植民地帝国でもあったことを鑑みれば、植民地関係への言及を抜きにした国民国家に関する説明は乏しいものとならざるをえない。それゆえ、近代における移民現象とその管理の形成過程を十全に理解するためには、帝国という歴史的・空間的布置のなかで、移民管理の形成過程を捉え返さなければならないはずだ。

本稿の課題は、20世紀初頭のインド人移民に対してカナダ自治領政府が導入した制限的措置を社会学的な考察対象として、大英帝国内の移民管理の様態の一旦を明らかにすることである。「英国臣民 (British Subject)」であるインド人の帝国領内の移動に対して、同じ帝国領の一部であるカナダが、どのような法制度を整備し、それを現場の移民審査官がどのように運用していったのかを具体的に追いかけてながら、移民管理が場当たりのかつなし崩し的に出来上がっていったとの見取り図を描く。

本稿のテーマに関する先行研究として、ラディカ・モンジアの論文がある¹⁾。モンジアの研究は、1906年から1915年の期間、カナダ自治領政府とインド政庁のあいだで繰り返された、インドからカナダへの移民に対する制限措置をめぐる植民地間交渉の記録文書を読み解きながら、帝国という歴史的な文脈のなかで、「国民」の範疇が移民管理の軸として採用されていく過程を考察したものである。モンジアの説明によれば、カナダからのインド人の排斥は、移民制限の根拠とされた人種的差異が、「国民」の区分として変換されることによって達成された。こうした歴史分析を通じてモンジアが例証しようとするのは、「国民」という単位に基づく移民管理は、近代国家がその成立時点から行っていた実践ではなく、植民地における火急の課題への対応として事後的に採用されたという経緯である。モンジアの言葉を使えば、「国民国家の形成の後に移動の管理が始まったのではなく、国民国家はある部分では国民-人種の軸線に沿った移動の管理を行うために出現した」とされる²⁾。

このようにモンジアの研究は、国家による移民管理の植民地的系譜を解き明かすものであるが、議論の方向性としては、移民管理を駆動させる論理の変容を梃にして、帝国秩序の中から国民国家秩序が浮かび上がる過程を説明することに主眼が置かれている。歴史的種別性や偶発性の強調にもかかわらず、帝国から国民国家へ、あるいは「臣民」から「国民」への移行というある種の発展段階論的思考が認められるのである。これに対して、本稿の焦点は、あくまで帝国秩序の内部における移民管理の様態の把握することに限定される。インド政庁とカナダ政府のあいだで交わされた通信文書の読解を通じて、移民管理の変容過程を跡づけたモンジアとは異なり、本稿は、インド移民の到来によって生じた微細で偶発的な出来事や、それらへの場当たりの対応として構築されていく諸々の法制度を個別具体的に観察していきたい。そうした作業を通じて、「臣民」、「人種」、「市民」といった範疇が、相互に矛盾を孕んだまま同時並行的に用いられることで、帝国内の移民管理が動態的に形成・維持されていた様が明らかにされる。

II 本稿の理論的視座

本稿の理論的枠組を設定し、考察すべき論点を抽出する上で、社会学者ジョン・トーピーの『パスポートの発明』が、格好の出発点となりうる³⁾。それが国境管理や移民規制を社会学的考察の対象にする重要性を説いた画期的な研究であると同時に、帝国主義と植民地主義への無顧慮という近代国家形成に関する歴史社会学的研究全般に認められる傾向を如実に反映した研究でもあるからである。

まず、筆者なりにトーピーの主張を要約しておきたい。『パスポートの発明』は、パスポートという文書の歴史的起源や発展を考察するものではない⁴⁾。トーピーの目的は、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ合衆国などの事例を比較しながら、パスポートに代表される人びとの移動を管理する諸制度の発展が、近代国家の形成過程において果たした決定的な役割を浮き彫りにすることにある。

トーピーによれば、近代国家は、兵役や徴税、法執行の円滑化、治安や衛生、軍事上の危険からの防衛など様々な理由から、領域内の人間の移動を恒常的かつ効率的な監視の下に置くことを欲した。それゆえ一方で、近代国家は、荘園主やギルド、教会などの中間的組織がそれぞれの領域で行使していた移動に関して認可を与える権限を失効させ、領域内における諸個人の移動を一元的に管理する法的・政治的権限を奪取した。マックス・ウェーバーの国家論を敷衍しながら、トーピーはこの過程を「国家による合法的な移動手段の独占化」と名付ける⁵⁾。他方で、管理権限の実行的な行使のためには、移動する諸個人の身元と所属を確認し、区分できるシステムが構築される必要があった。ここで重要となったのが、戸籍証明や納税証書、健康診断証、旅行許可証など、諸個人のデータが登記された文書の発展と流通であり、それら文書に基づく管理を可能にする巨大で複雑な行政機構の確立であった。そして、この文書化の過程を通して、国家に掌握されるべき構成員としての「国民」と、国家の恩恵を享受できる資格を有さない「外国人」の区分が定着していったと論じられる。

移民管理の動態を理解するには、移民法や出入国管理法などの法制定の次元だけでなく、行政機構による実際の運用の場面にも目を向ける必要性を強調している点、また、「国民」や「国境」の存在を考察の与件とせずに、それらが移民管理の渦中で事後的に構成され、定着させられていく過程を論じる必要性を指摘している点などは、本稿の議論を進める上でも有益な視点となる。しかしながら、自身が考察対象としている近代国家が、国民国家であると同時に植民地帝国でもあったという歴史的事実からほとんど目を背けていることが、トーピーの議論の妥当性をひどく限定したものにしている。

植民地主義の問題は、次のようなかたちで研究の冒頭でかすかに暗示されるやいなや、即座に考察対象から除外されてしまう。

本研究の地理的枠組は、考察される時代においては西洋諸国の優勢が比較的疑いの余地のないものとなり、世界の他のほとんどの地域に西洋のやり方を押し付けることが、その時期の最も顕著な特徴のひとつとなっていた、という私の信念に由来する。ここでは近代における西洋の抬頭と優勢についての常識的な知見であると思われるものを繰り返しているだけである。こうしたことを、非西洋文化に対する何らかの軽蔑を含意していると取らないでいただきたい。ただ単にそうした非西洋の諸社会が自身たちのやり方

を世界に押しつけられるほどに強力でなかったとの認識を示しているにすぎないのだ⁶⁾。

ここに表されているのは、西洋で確立されたモデルが、ある種の「モジュール」として非西洋諸国へ普及し、次第にグローバルな標準となったとの筋書きである。この普及の過程が往々にして暴力的なものであったことが示唆されるという程度に、植民地主義の影が仄めかされているにすぎない。むしろ西洋諸国は、本国社会のなかで発展した統治技術を植民地社会に移植した。だが他方で、植民地統治の過程で開発され、発展した諸政策や諸実践が後に本国社会へ逆輸入されたという事例も少なくない⁷⁾。たとえば、身元確定技術の典型である指紋法は、元来は19世紀後半の植民地インドにおいて、行政事務の効率化や、定住生活を営まない部族の取り締まりなどを目的として開発、実用化されたものである。犯罪捜査上の画期的な手法として本国に持ち帰られるのは20世紀になってからであり、南アフリカでさらなる実験が試みられた後のことであった⁸⁾。

帝国主義と植民地主義という歴史的背景のなかに置き直したとき、トーピーの理論的説明の妥当性は次第に怪しいものにみえてくる。たとえば、国民国家と植民地帝国の二重性を考慮にいれたとき、「あらゆる社会階層の人々が国家に対してより平等に近い地位を獲得するにつれて、領域のなかのローカルな諸空間のあいだでの移動に関する国家の管理は弱まっていき、国家の外縁である『ナショナル』な境界に関わる規制に取って代わられていった」とするトーピーの説明は信頼にたるものだろうか⁹⁾。

たしかにヨーロッパ大陸の内部だけに焦点を絞るならば、移民管理にとって重要な境界線は「国土」として画定される地理領域の外周線と一致するようになり、その「国内」では比較的自由な交通空間が開示されたように見えるかもしれない。しかしながら、植民地の存在を考慮に入れば、「国内」と「国外」の区分自体が途端に不明瞭になる。大英帝国を例にとった場合、「ナショナルな境界」とは、世界地図の上でピンク色に塗られた部分とその他の色で塗られた部分を分ける線のことをいうのだろうか。あるいは大英帝国を構成している自治領や保護国、保護領の領土を区画する外線を指すと考えればよいのだろうか。帝国における「国境」を指示するのは、英国とフランスとの国境線が引かれている場所として、たとえば地図上でドーバー海峡を指差すほどには容易ではないのである。

また、国家の構成員の「国民」として「国家に対してより平等に近い地位」の獲得が、他の構成員と同じ範囲を自由に動けたことを意味しないことにも注意が必要である。もちろん「国境」における「外国人」の出入国管理は、帝国においても重要な課題であったかもしれないが、それと同時に、国籍法上は「同国民」であるはずの植民地住民の移動も管理の対象となっていたからだ。帝国における「国境」は、「外国」との境目だけでなく、「本国」と「植民地」のあいだに、「植民地」と「植民地」のあいだも存在したのである。それゆえ、帝国の移民管理を考える上で、「国民」と「外国人」という単純な二項対立を前提にはできないのである。

さらにいえば、帝国の枠組で考えれば、移動を管理する「国家」が必ずしも単数系で存在しているわけではないことにも気づかされる。帝国とは複数の政治空間と異法域がパッチワーク状に連なる結合体であり、常に「本国」という中心で作られるヴィジョンによって一元的に統治されているというわけではなかった。大枠としてひとつに纏まっているようにみえても、統治は帝国を構成する各部分の相異なる諸利害を絶えず調整しながら進め

られたのであった。そうであれば、帝国内の誰が誰の移動に対してどういう管理を敷いているのか、ということを見えていく必要があるだろう。

以上、トーピーの議論の考察を通していくつかの論点を抽出したが、これらの点を大英帝国の実情に照らし合わせながら具体的に確認していく。次章ではその歴史的前提を説明するために、英国支配の下でインド人が「英国臣民」という法的地位を付与されていた事実を確認した上で、19世紀末以降、帝国領内の各地でインド人移民に対する移民制限策がどのように講じられていたかを概観したい。

III 「英国臣民」としてのインド人

中世以来、英国では国家という政治共同体の一員であるとの成員資格は、王冠に対する「忠誠 (allegiance)」に基づいて付与された¹⁰⁾。忠誠の概念は、領主が支配する領地で出生した個人は、その領主に対して義務を負わねばならないという封建的発想に由来する。こうした法的地位は、17世紀における2度の革命によっても根本的な改変に晒されることはなく、第2次大戦後に制定された1948年国籍法が共和主義的な発想に由来する「市民」という概念を導入するまで、数世紀に渡って「英国人」であることの法的定義の核心であった。

1608年のカルヴィン事件判決は、イングランドのコモン・ロー上の成員資格に関する考え方を体系的に明らかにする機会となったが、王の領土内で出生した者は、すべからく王の臣民となるとの原則がそこで確認された¹¹⁾。数世紀にわたって英国国籍法の基本原理となったこの出生地主義 (jus soli) は、イングランドの支配領土の拡大によって非常に大きな帰結をもたらした。イングランドとスコットランドとの合同による連合王国の形成、アイルランドの征服、北米、カリブ海、インド亜大陸、太平洋、アフリカにおける植民地の建設によって、「王の領土」はグローバルな規模で広がったが、そこで生まれた者はすべて「英国臣民」という単一の範疇のなかに包括されたのである。「主たるルールは非常に単純である。生まれた場所が最も重要なのである」と、ポロックとメートランドは『イングランド法の歴史』のなかで述べている¹²⁾。同一の主権者との個人的紐帯によって一律に「英国臣民」として扱う法的制度は、広大な植民地帝国の領土と多人種の構成員のあいだに統一性を担保するメカニズムとなったのである¹³⁾。

「英国臣民」であることは、少なくとも原理的には、帝国全土において他の臣民と同じ諸権利を有することを意味した。19世紀の法学者ハーバート・ブルームは、「此処であろうが植民地であろうが属領であろうが、イングランド王の領土内で生まれた者はすべて、王の庇護下に置かれ、それゆえ我らのコモン・ローによって、王に忠誠を尽くすことになり、すべての義務に従い、イングランド人 (Englishman) としてのすべての権利と自由を享受する」とこの原則を整理している¹⁴⁾。そして本稿の議論にとって重要な点は、そうした諸権利には、イングランドの領域内、のちには帝国境内を自由に往来する権利が含まれると伝統的に考えられていたことである¹⁵⁾。

「英国臣民」たるインド人の権利に関しては、1857年のセポイの乱の帰結として、インド領が東インド会社による間接統治から英国王の直接統治のもとに置かれた際に、新たな統治方針として、1858年11月にヴィクトリア女王が宣明した「国王宣言」によって明確にさ

れた¹⁶⁾。曰く、「朕は、朕のインド領の原住民に対して、朕が他の臣民に対して負っている義務と同じものを負う。而して、全能の神のあらゆる祝福を受け、朕はそれらの義務を誠実かつ良心的に果たさん」¹⁷⁾。また、「朕の臣民であるかぎり、その人種と信仰の如何を問わず、自由かつ公平に官職につくことが許される」として、人種的平等の実現を約束していたことも重要である¹⁸⁾。この宣言はしばしば「インドのマグナ・カルタ」と称され、インド人が他の英国臣民と同じ権利を享受できる明確な根拠とされた¹⁹⁾。

しかしながら、このようにインド人に与えられていたはずの移動の権利は、19世紀末から徐々に次第に名ばかりのものになっていく。19世紀以降、一定の自治権が与えられたカナダやオーストラリア、南アフリカの自治領植民地政府において、アジア系排斥運動を背景とした排他的移民法が次々と制定され、「英国臣民」であるはずのインド人もその対象とされたからである²⁰⁾。こうした状況は、次のような問題を惹起することになった。「英国臣民」たるインド人による帝国領内の移動をカナダ（あるいはオーストラリアや南アフリカ）は制限できるのか。表向きには人種的平等を謳う帝国の論理を犠牲にすることなく、人種的差異を根拠としてインド人の排斥をおこなえるのか。果たしてそれは正当化できるのか。できるとすれば、どのような法を制定するのが適切か。帝国領内における臣民の移動の自由と、出入国管理や移民政策における自治領の権限はどちらが優先されるべきか。

カナダの事情については次章で詳しく見ていくので、ここではインド人移民をめぐる帝国の全般的な状況について押さえておきたい。まず指摘できることは、インド人の移民統制をめぐる法的権限の分裂が存在したことである。一方では、自治領植民地には「国内的な」事項については独自の法制度を整える権限が与えられており、移民管理と帰化手続、在留外国人に関する立法もそれに含まれていた。しかし他方で、帝国全体で通用する「英国臣民」という法的地位は、自治領でも使用され続けた。J・マーヴィン・ジョーンズが説明するように、「19世紀末から20世紀初頭にかけて多くの植民地が一定の自治を獲得したという事実にもかかわらず、英国国籍に関する立法は、『帝国議会』の排他的な管轄であると考えられていた」からである²¹⁾。それゆえ、英国臣民に影響を与える場合には、帝国領内での移動の自由を約束する「英国臣民」の地位認定に関する法と、各自治領の移民法や国境管理法が、互いに干渉し合う関係にあった。言い換えれば、トーピーのいう「国家による合法的な移動手段の独占」が容易には達成されえない状況が存在したのである。

第2に、インド人移民問題への対応について、帝国の各機関は多くの面で互いに矛盾や対立を抱えていた。多様な人種や文化で構成される広大な版図と人口を治めなければならない本国政府としては、建前とはいえ、肌の色や人種に関わりなく平等を約束するとの原則を堅持せざるをえなかった。インド政庁の側は、大英帝国の内部におけるインド人の差別的待遇を根拠にして、反植民地主義運動が活性化するのを抑制したいとの政治的思惑から、自治領における性急な制限法の制定に反対した。実際、各自治領でインド移民が晒されている様々な人種差別は、反植民地主義運動のなかでの重大な 이슈となっていた。1911年に本国インド省によって作成された過去10年のインド人移民問題を総括するレポートには、移民問題をめぐる自治領植民地とインド人の軋轢の深刻さは、「反乱的な扇動者と穏健なインド人の意見を代表する絶対的忠誠者たちが団結している」にあると記されている²²⁾。各自治領政府が「白人国家」の建設を目的としたアジア人排斥で共同歩調を取っていたように、インド人移民差別の反対という観点では、その点では立場を異にする反植

民地主義勢力がひとつに纏まっていたのである。しかしながら、カナダやオーストラリアなどの自治領植民地との協力関係を維持するという帝国外交の見地からは、本国政府もインド政庁も自治領側の主張を蔑ろにするわけにはいかず、柔軟な対応を余儀なくされていたのが実情だった。

こうしたことは1897年のヴィクトリア女王即位60周年記念式典を機にロンドンで開催された植民地会議の場で、植民地相ジョゼフ・チェンバレンがみせた両義的な態度に表れている。チェンバレンは「文明も宗教も慣習も異質な人々の流入」に制限を課するという自治領政府の決意に共感を示しながらも、他方で各自治領政府の首脳たちに、人種や肌の色の区分を設けない「帝国の伝統」を想起させるのを忘れなかった²³⁾。曰く、「女王陛下のすべてのインド臣民ひいては他のすべてのアジア人を、肌の色や人種を理由にして排斥することは、これらの人びとに対する非常なる侮辱行為となるがゆえ、女王陛下がそれに裁可を与えねばならぬことになれば、この上ない心痛となるだろう」²⁴⁾。

しかし同時に、チェンバレンは排斥の根拠として用いるべき基準を提示することで、植民地の側に大きく譲歩した。チェンバレンは、「人種」が排斥の動機にあっても、法文上で「人種」や「肌の色」が明記されなければ、制限的移民法を制定してもかまわないと述べた。チェンバレンによれば、制定される法は、「我々と肌の色が異なっている」という点ではなく、「移民の資質」を問うものとして設計されなければならず、「不潔であったり、不道德であったり、貧困者であったり、その他法文上に明記しうる問題点」を排斥の基準として採用されなければならない。こうした観点から、南アフリカのナタール植民地から提出された法案を取り上げ、それが非常に優れたものであると評価した²⁵⁾。同法は、移民審査時に、上陸の資格認定としてヨーロッパ言語の試験を課すもので、明らかにアジア人移民の排斥を企図したものであったが、法文中には「人種」への言及がないため、人種や肌の色によって差別をしていない「帝国の伝統」の体裁を傷つけない法と解釈されたのである。

チェンバレンが表明した方針は、会議後、「ナタール公式 (Natal Formula)」として、各植民地が制限的移民法を制定する際の基準となった。1897年12月に西オーストラリア植民地が言語試験を課す移民法を制定し、その後の2年のあいだにニュー・サウス・ウェールズ、南オーストラリア、タスマニア、ニュージーランドが続いた。1900年にはカナダのブリティッシュ・コロンビア州が、1902年にはケープ植民地が同様の法律を制定した。1901年にオーストラリア連邦が誕生した際、移民に言語試験を課す法律は連邦政府が最初に制定した法律のひとつだった²⁶⁾。

以上のように、「英国臣民」であるかぎり、帝国領内での移動の自由は保証されるとする「帝国の伝統」は、法文の上では堅持されながらも、実際の運用面においてはその地盤を着実に掘り崩されていったのである。そして、植民地で着実に整備されていく法制度を、本国政府のほうも既成事実として受け入れていくようになった。そして、1903年にインド総督ジョージ・カーゾンが、「帝国のすべての市民が、その肌の色や出自に関係なく、人種に基づく資格の除去や、社会的あるいは経済的な制限によって妨げられることなく、帝国のあらゆる場所で平等な条件のもとで生活し、労働する自由がある」との主張は、「大英帝国がいまだ到達しておらず、おそらくは決して到達しえぬ発展を仮定したもの」にすぎないと評するまでになっていたのである²⁷⁾。

IV インド人移民の渡航の略史と排斥熱の高まり

本章からは、カナダにおける歴史過程について具体的に見ていきたい。まず、インド人移民のカナダへの渡航経緯を概観した後に、彼らがどのように排斥対象として眼差されていったのかを確認する。

1907年に書かれた『パシフィック・パンスリー』誌の記事によれば、移民としてカナダに上陸したインド人が現れたのは、1903年頃だとされているが詳しいことは記録されていない²⁸⁾。1904年になるとインド人移民の上陸した数が確認できるようになる。3月に、エンプレス・オブ・インディア号でヴァンクーヴァーに到着した、「髭を伸ばし、ターバンを被り、ヨーロッパ式の軽い綿製の衣服を着た5人のシク教徒」を皮切りに、5月にエンプレス・オブ・ジャパン号で10人が、続く数ヶ月のあいだに数人が上陸した²⁹⁾。しかし1906年の後半になると、カナダに上陸するインド人の数は跳躍的に上昇する。前半期は325人に過ぎなかったものが、11月半ばに到着したターター号1隻だけでも696人のインド人が乗っていた。8月から12月までに、ヴァンクーヴァーに着岸したほぼ全ての定期船がそれぞれ数百人のインド人を乗せていたといわれる³⁰⁾。カナダの移民統計によれば、1904-1905年は45人、1905-1906年は387人、1906-1907年には2,124人、1907-1908年には2,623人のインド人が太平洋岸からカナダに入ったと記録されている³¹⁾。

第2次世界大戦までのカナダに渡来したほぼすべてのインド人は、パンジャブ州の出身者であり、その90%近くはシク教徒だった³²⁾。東インド会社のインド支配を壊滅寸前まで追い込んだ1857年のセポイ反乱以来、パンジャブ州はインド兵の主要な徴募地となっていた。なかでもシク教徒は「尚武の民(Martial Race)」のイデオロギーのもと、戦闘能力に長けた身体的特徴と、規律と忠誠を重んじる気風をもつと考えられ、インド亜大陸内に留まらず、兵士や警官、看守、警備員として海外の英国植民地へ派遣されていた³³⁾。カナダへのインド人の移民の波は、このように大英帝国のアジアの前哨基地で治安維持を担うべく、香港や上海、マラヤで勤務していた兵士や警官が、よりよい生活を求めて労働者として太平洋を渡ったことに起因する³⁴⁾。1906年以降の急激な増加は、香港や他の地域からの再移住ではなく、最初期の移民からカナダでの雇用機会と比較的高い賃金水準について聞き及んだ人びとが、インドから直接カナダにやってくる流れができていたことを反映していた³⁵⁾。

このように次第に増加した移民であったが、上陸者の数がピークに達した1907年でも、ブリティッシュ・コロンビア州に住むインド人は4,000人程度に過ぎなかった³⁶⁾。インド人移民の大半はロッキー山脈を越えて東部へ移動することなく太平洋岸に集住したが、より高賃金の雇用機会を提供され、南の国境を越えてアメリカ合衆国に移っていったものも少なくなかった。そもそも、ほとんどのインド人は出稼ぎ目的の単身者であったため、一定期間の労働で相応の財を築けば(そうした成功を収めたものが多かったわけではないが)、インドへの帰路に着くというのが一般的な傾向であった。第1次世界大戦の直前でみれば、カナダの太平洋岸に居住していたインド人は、2,000人程度だったと推定されている。これは州人口の0.5%に満たない数である³⁷⁾。にもかかわらず、ブリティッシュ・コロンビア州

のインド人移民は、その人口統計学的な数値では説明しえない過剰な反応を受けることになった。

相当数のインド人移民がカナダに到来した時機は、絶好のものであると同時に最悪のものであった。「絶好」というのは、労働力需要がとくに高かったので容易に雇用を確保できたからである。「最悪」というのは、すでに中国人や日本人に対する排斥運動が激化していたため、インド人自身もすぐに排斥の対象となったからである。実のところ彼らが雇用先を容易にみつけれられたのは、アジア人排斥運動のために中国人や日本人の移民数が一時的に低下していたからである。このため中国の移民数が一時的に急落し、カナダ大西洋岸では労働力不足が発生し、この不足を補うためにインド人は雇用主から多いに歓迎された³⁸⁾。

しかしながら、1906年後半にインドから来航者が急増すると、彼らはすぐさま敵意の対象となる。まず反対の狼煙を上げたのは労働組合だった。ヴァンクーヴァーとヴィクトリアの労働組合評議会が、連邦政府に対してインドからの移民の増加を批判する決議を送り、「当州へのヒンドゥー労働者の導入に対して断固たる抗議を記録」し、「安価なアジア人労働力で溢れさせようとするさらなる試み」を阻止するため、政府があらゆる権限を用いてブリティッシュ・コロンビア州の白人労働者を助けることを求めた³⁹⁾。ヴァンクーヴァーの移民審査官 A. S. モンローは、中国人や日本人とは異なる分野で雇用されていることから、「白人労働者にとっての競争者として」インド人は危険視される原因になっていると分析している⁴⁰⁾。「彼らは実際に、製材や道路工事といった白人労働者と同じ種類の仕事に従事している。白人が手をつけない家内労働や造園あるいは農作業には従事せず、通常、白人労働者が進むのと同じ路線での雇用を求めている⁴¹⁾。」

インド人に対する攻撃は雇用の分野に限られなかった。白人労働者から雇用を奪う敵対者という言説と矛盾するのだが、インド人は仕事を見つけられないので、早晩、困窮したインド人は物乞いとなり町を徘徊するとの風評が広がった。彼らが各家の戸口を回って、金銭や牛乳を乞う姿が非常に頻繁に目撃されるとも報告された⁴¹⁾。『ヴァンクーヴァー・ワールド』紙は「腹を空かせたヒンドゥーの群れがヴァンクーヴァー市に侵入」との見出しを上げ、路上を徘徊する「クーリー」は「女性や子供への脅威」になると市民に警鐘を鳴らした⁴²⁾。

たしかに1隻の船で数百人が同時に来航した際には、当座の住居を見つけられない大勢のインド人が、波止場前や公園にキャンプを張り、周辺をうろつくという光景が見られた。しかし、インド人が街頭で暮らさねばならなかったのは、当時のブリティッシュ・コロンビア州の都市部が急激な人口増加のために深刻な住宅不足に陥っていたことに起因する。大家は望みの店子を選別できたので、多くの場合、インド人の賃貸希望は無碍に拒絶された。どうにか借家を見つけられたとしても、住居から力づくで追い出されることもあった⁴³⁾。野外での作業がストップし一時的に解雇された労働者が都市部に戻る冬季になると、住宅不足は一層悪化した。時には同じ家に数十人以上が寝起きするという状況だった。ある新聞は、以前は両親と12人の子供からなる家族が暮らしていたサイズの住居に、70人ものインド人が生活していることを取り上げ、「箱に入ったイワシのように貧者たちは詰め込まれ、時折、水のように血が飛び散る血なまぐさい争いごとをして退屈を紛らわしている」と報道した⁴⁴⁾。

このような過密な居住環境に関する情報は、インド人は不潔であるとのイメージと結び付けられ、インド人の生活条件と衛生観念の低さが、恐ろしい病気を発生させる温床を生むと信じられた。ヴァンクーヴァーの衛生調査官モリソンは、「衛生学の観点からいって、彼らは最下層の中国人よりもさらに悪いと私は考える。これらの男たちが何とか借りた古いボロ屋敷で生活している様よりも不潔な条件をみつけることは不可能である」と報告した⁴⁵⁾。また、『デイリー・コロニスト』紙が伝えるところによれば、ヴァンクーヴァーの著名な医者は「脊髄髄膜種やポリオウィルス感染症によるトラブルの大部分が、その街のヒンドゥーのあいだに蔓延る不衛生な諸条件のせい」とであると主張した⁴⁶⁾。

以上のように、カナダ社会のなかで、インド移民は様々な観点から問題化され、他者化されていった。強調しておかねばならないが、労働問題にせよ住宅問題にせよ、はたまた衛生問題にせよ、インド人あるいは他のアジア人労働者によって持ち込まれたものではなく、ブリティッシュ・コロンビア州の独特の経済構造と急激な発展に内在する問題であった点を指摘しておきたい。とくにヴァンクーヴァーやヴィクトリアでは、都市のインフラが人口の急速な拡大のテンポに追いつかず至るところに歪みが出ていた。また世界市場に向けた一次産品の輸出に基づくブリティッシュ・コロンビアの経済は、市場価格の変動に応じて好況と不況がめまぐるしく繰り返される状況にあり、林業や農業、鉱業に従事する移動労働者の雇用環境は常に不安定であった。インド人はこうした都市問題や社会不安のスケープゴートにされたのだといえる。

V カナダにおけるインド人排斥の法制度化

このようにインド人に対する排斥熱が高まっていくなか、カナダ政府にとってインド移民の「入国」に際して制限策を講じるのは容易ではなかった。繰り返しになるが、インド人は英領植民地から来る「英国臣民」であり、カナダも同じく英領植民地なのである。帝國的配慮から、人種的区分を明記するような移民法の制定も回避されなければならなかった。では、どのようにして彼らの渡航は制限されたのだろうか。以下、カナダ政府がインド人移民を管理し、帝国の臣民秩序が作りあげられていく過程を具体的に見ていきたい。

当初、カナダ政府は、インド政庁にパスポート制度を導入させ、その発給数をインドの側でコントロールすることにより、カナダへの渡航者数を削減しようと考えていた。早くも1907年11月に、カナダ首相ウィルフレッド・ローリエは、カナダ総督アルバート・グレイを介して、ロンドンの植民地省とインド政庁に対して、パスポート制度導入の検討を打診している。ローリエの提案は次のようなものであった。インド側がカナダへの渡航希望者にパスポートの取得を義務づけ、それを所持せぬ渡航者に対しては上陸を許可しない。そして、カナダ政府とインド政庁のあいだ合意にもとづき年間のパスポートの発給数を設定することで、カナダへの移民数を制限しようとした。つまり、インド人の移動性を共同管理のもとに置こうと促したのである。同時にローリエは、インド政庁がパスポート制度の導入に同意しなければ、インド人移民に対して200ドルの携帯金の所持を義務づける枢密院令を發布し、「国王陛下の臣民の一部に対して例外的な障害を課す」ことになると通達した⁴⁷⁾。

数ヶ月の留保の末に出されたインド政庁の回答は、次のようなものであった。

我々はカナダ政府が抱える固有の困難を認識し、この難問に取り組むにあたって融和的な態度をとっていただいていることに感謝するが、非常に慎重な熟慮の末、遺憾ながら、自由なインドからの出移民に対して、提案されているような制限をインドの側で課すといった提案に同意することはできない⁴⁸⁾。

カナダの提案に同意できない理由として、インド政庁は何よりもまず「現在のインドの人心 (public feeling) の状態」を挙げた。この当時の「インドの人心」には、反植民地主義とナショナリズムがしっかりと根を張り出していた。国民会議派は、スワラージを正式な政治目標として掲げ、インド政庁に対して部分的な自治政府の設立を求めている。比較的穏健な要求を出している会議派とは別に、目的達成のためには暴力的手段を取ることも辞さない急進派も大衆から支持を集め始めていた。こうした状況下において、インド政庁は、パスポートの義務化に乗り出せば、インド人に対する差別に自ら加担することになり、反植民地主義運動に進んで油を注ぐことになると恐れたのであった。

しかし、インド政庁は「インドの側」で制限を設けることを拒否したが、「カナダの側」が何らかの制限的措置を取ることは反対しなかった。インド政庁は「カナダ領内への移民を制限するために必要な手段をとることはカナダ政府に任せねばならない」と述べ、「英領インド人に対してあからさま差別」でなく、身体的適正や一定額の金銭の所持など、一見中立的な要件を移民志願者に課すものであれば、移民制限措置を講じること自体は容認したのである⁴⁹⁾。

こうして、インド側からのパスポート制度の導入を否定されたカナダ政府は、もともとはハワイからヴァンクーヴァーへ再渡航する日本人労働者の波を堰き止めるために考案され、1908年1月に発布されていた次のような枢密院令 (Order in Council) をインド移民にも転用することで、英国臣民であるインド人の移動に障壁を設けようとした⁵⁰⁾。

移民は、その出生国あるいは市民権を有する国から連続旅程 (continuous journey) によって、かつその出生国あるいは市民権をもつ国 (the country of their birth or citizenship) を離れる以前に購入した通し切符を用いて渡来するのでないかぎり、カナダへの上陸あるいは渡来は禁止されうる⁵¹⁾。

法文特有の迂遠な言い回しを噛み砕いていえば、この枢密院令の発布によって、カナダへの移民が上陸資格を得るためには、以下の2つのうちのいずれかの方法を取らねばなくなっていた。1つめの選択肢は、自身の出生地あるいは自身が市民権を有する国から、第三国において乗り継ぎを挟まない直行便を使ってカナダの港に来航すること。もうひとつは、第三国での乗り継ぎを挟むが、出生地あるいは市民権を有する国を出発する際に、出発地から到着地までの全旅程をカバーした切符を購入すること⁵²⁾。

当時、インドーカナダ間ではいかなる汽船会社も直航便の運航を行っていなかったため、ヴァンクーヴァーやヴィクトリアといったカナダ太平洋岸の港に渡るインド人は、香港や上海、横浜など極東地域の港湾都市で、一旦船舶の乗り継ぎをしなければならなかった⁵³⁾。日々の移民審査の過程や諸々の情報収集によって、こうしたインド移民の渡航経路を知悉していた移民審査官は、この規定によってインド人の動きを封じられると考えたのである。

本規定は、2月初旬にフィジーからの船でヴァンクーヴァーに到着した6人のインド人に対して実験的に適用され、首尾よく上陸を拒否できたことが確認できると、移民局の秘密調査員 T. R. E. マキネスは、移民局長 W. D. スコットに対して、「ヒンドゥーたちを締め出すために、この法令の可能なかぎりの拡大適用」を進言した⁵⁴⁾。

しかし早くも翌月には、インド人移民からの挑戦によって、この連続旅程規定による制限策は失効することになる。3月15日、183人のインド人を乗せたモントイグル号がヴァンクーヴァーに到着した。移民審査官は、そのうちの検疫上の理由で12人に、移民すべてに上陸の条件として義務づけられていた25ドルを所持していないことを理由に23人に送還命令を下した。連続旅程規定の発効以前にインドを出発した78人にも同規定が適用された。残りの70人はカナダ太平洋横断鉄道汽船会社が発行した通し切符を持っていたが、移民局はカルカッタを出発した者と切符を持っている者が同一人物であるという証拠がないという理由を挙げて、他のものたちと一緒に送還することを決定した⁵⁵⁾。

しかし、移民審査官からの送還命令を不服としたインド人は、その撤回を求めてブリティッシュ・コロンビア州控訴裁判所に提訴した。審理の結果、1908年3月24日、裁判所は枢密院令を「権限超越 (ultra vires)」のため無効との判決を下したのである。判決の根拠は、いささか技術的なもので、法文内部での矛盾によっていた。つまり、本法令が根拠としている1906年カナダ移民法の文言では、特定の移民の上陸を禁止する権限はカナダ総督に委任されていたのに対して、枢密院令の中では、「内務大臣の判断において」と権限が内務大臣に委任されていたからである⁵⁶⁾。こうして送還を命じられた78人のインド人は全員釈放されることとなった。

法廷でのおもわぬ敗北を喫したカナダ政府は、すぐさま善後策を講じた。まず、カナダ政府は、インドの代理店を介してカルカッタからヴァンクーヴァーまでの通し切符を販売していたカナダ太平洋横断鉄道に対して、その販売を停止するよう圧力をかけた⁵⁷⁾。

次に、上記の裁判で移民法の法文との不整合が指摘された箇所を改めた新しい枢密院令を発布した⁵⁸⁾。また、1月8日の枢密院令では、「禁止されうる (may be)」とされていた文言を、同要件を満たさない「すべての移民」は、「禁止される (shall be)」とより直裁なものに改めた。前回よりも強化された規定を厳格に施行されれば、多くのヨーロッパ移民をも途絶させてしまうことを恐れたスコットは、翌28日ケベックの移民官に対して次のような指示を送り、東側の玄関口ではゆるやかな執行を求めた。

「連続航路」に関して新しく発布された枢密院令は、文言の上では絶対的な禁止を謳っているが、それが真に望ましくない移民に対してのみ厳格に行使されることを意図している点に留意しておいていただきたい。それゆえ、この特殊な命令の適用に関して、多くの裁量権が貴官に付与されていることを理解されたい⁵⁹⁾。

実際、この規定は立案者たちにとって予想外の結果を生んでいた。日本からの船に乗ってカナダに渡ってきたロシア人やフランス人がヴァンクーヴァーで上陸を拒否されるという事態が起こっていたのである。彼らの「生国あるいは市民権を持つ国」からの連続旅程ではなかったからである。ヴァンクーヴァーの港に配属されていた合衆国の移民官が「快く彼らを合衆国へ通過」させたので、これら「非常に教養ある人士」は送還を免れたが、この事件を首相ローリエに報告したマキネスは、「本官はもちろんそのような問題について助

言する立場にはありませんが」と断った上で、「しかし、この規定はこのようなばかげたかたちで行使されることを意図されたものでないことを承知しております」と注意を呼びかけた⁶⁰⁾。マキネスは内務大臣フランク・オリヴァーに対しても、ヴァンクーヴァーの移民審査官ムンローに対して運用にあたっては移民官審査官に裁量権があることを指示するように促している⁶¹⁾。

また、オリヴァーは、連続旅程規定の法的根拠を強化するため、移民法に同規定を挿入する改正案を議会へ提出した。オリヴァーは送還行政の円滑化という技術的理由から改正の必要性を説いたが、審議中、ある議員が「ヒンドゥーたちを排除する、それだけだ(To exclude Hindus, that is all)」と明け透けに叫んだとおり、その真の目的がインド移民の制限にあることは周知の事柄であった⁶²⁾。審議の過程で、イギリス諸島を経由したフランス移民を排除してしまうのではないかと懸念とともに、英国臣民の帝国領内での移動に障壁をつくるような法を制定する権限がカナダ議会にあるのかといった原理的な問いも提出された。しかし、十分な議論が尽くされぬまま法案は下院を通過した⁶³⁾。そして、上院でもさしたる議論のなされぬままに、総督の裁可を受けて、連続航路条項を含んだ移民法改正法が4月10日に発効した⁶⁴⁾。

オリヴァーからすれば、本法がいかに厳格なものであれ、誰に適用するのかは現場の判断に委ねる腹積もりであったので、上述のような懸念には一切関心がなかった。特定の移民(インド人)だけを対象としたものでなく、何処から来た移民であれ全員に対して分け隔てなく適用されるものであるかのような法文上の体裁をとることだけが必要であった。オリヴァーは移民局長スコットに対して、この強力な法的武器の使用法にあたって、現場での判断がいかに重要であるかを説明している。

自国からの連続旅程を取らない移民を排除する規定は強制的なものであるが、ただし当該移民がほかの面では望ましいときには、彼の排除に関して本省に照会されるように、(中略)この規定は太平洋岸での状況によって必要なものとなった。この規定なくしては、日本とのあいだで達した合意、そしてインド政庁とのあいだでも期待されている同様の合意が、無益なものとなるだろう。この規定はそれゆえ、排除することが政府の方針である人々を排除するための手段として考案されているのであって、受け入れるのが望ましいと考えられている人々を排除するためにはではない⁶⁵⁾。

しかし、連続旅程規定は、移民当局者たちが望んでいたほどに堅固な基盤を備えていなかった。そもそも連続旅程規定は、インドとカナダとを結ぶ直行便が運航されていないという前提でのみ、効力を持つものであったため、どこかの汽船会社がそうした路線を開設してしまえば、制限措置としての効果は簡単に失われる。カナダ政府と本国植民地省は、カルカッタとヴァンクーヴァー間に定期便が就航されるかもしれないとの情報が舞い込むたびに、危機感を募らせた⁶⁶⁾。また、カナダ総督が植民地省に報告しているように、定期船として運航されずとも、「多くの不定期船が間太平洋サービスを展開しているため、(中略)大量の人間をインドからブリティッシュ・コロンビア州の港に連れてくるには、さほどの資本も大した組織力も必要としない」のも事実であった⁶⁷⁾。

他方で、インド人が「英国臣民」であり、インド、香港、カナダがすべて大英帝国の領土である以上、インドから香港を経由してカナダへ至る移動自体は、「連続旅程」として解

釈されうる可能性も存在した。移民局長 W. D. スコットでさえ、当局者間の通信文書のなかで、「すべての英国植民地における英国市民権は、連合王国における英国市民権と全く同一のものであるため、インドの英国市民も他の英国植民地の英国市民でありうる」ので、インド人移民が香港での乗り継ぎを挟んで、カルカッタからヴァンクーヴァーへ移動した場合でも「市民権を有する国からの渡来」になりえる可能性を認めていた⁶⁸⁾。このように連続航路規定に依拠するインド人移民の排除は、あまりにも脆弱で不安定な前提の上で行われていたのである⁶⁹⁾。

この脆弱な壁を少しでも強固なものにするために、カナダ政府は植民地省およびインド省との交渉の末、カナダに上陸を求める「すべてのアジア系移民 (All Asiatic Immigrants)」に対して、上陸条件として 200 ドルの現金の携帯を義務づける枢密院令の発布に成功する⁷⁰⁾。「すべてのアジア系移民」とあるように、表面上はインド人のみを対象にする法令ではなかった。しかし、「カナダ政府が特別な協定を結んでいる諸国や、カナダの側で特別な成文法が制定されている諸国」からのアジア系移民は適用対象から除外するとの但し書きがつけられており、これは日本と中国からの移民には本規定が適用されないことを示していた⁷¹⁾。というのは、日本人移民は、日本政府とカナダ政府のあいだでの結ばれた紳士協定の結果、日本政府の側が自主的に移民数を制限することに合意していた。また、中国人移民は、1885 年以来、中国移民法の管轄に置かれ、特別な人頭税が課されていた。それゆえ、名目的にはインド人のみを対象にした枢密院令ではなかったが、実質的にはインド人のみが適用対象となるように設計されていたのである。

このふたつの枢密院令によって、インドからの移民はほぼ途絶した。インド人の渡航者の数は 1908 年以降、劇的に減少した。カナダに上陸したインド人の総数は、1908 年には 2623 人だったが、翌年にはたったの 6 人となった。1909 年から 1920 年の 12 年間でみても、118 人を数えるにすぎない⁷²⁾。1909 年 3 月 1 日、インド総督ミントはカナダ首相ローリエに対して、「我々はカナダによって課された条件についてインドで広く公表し、移民はまったく停止するという結果をもたらしております。それが再開される可能性は事実上ないでしょう」と満足げに述べた。カナダ首相のローリエは、その返信のなかで「ブリティッシュ・コロンビア州におけるヒンドゥー問題はしばらくの間、ブリティッシュ・コロンビアにおいて非常に厄介ではありましたが、貴殿の行政による素晴らしい処理によりまして、今では緩和されております」と事実上の終結宣言をしている⁷³⁾。

しかし、カナダ政府は手を緩めず、1910 年にはきわめて大胆かつ変則的な立法化を行う。同年に制定された新移民法のなかに、「カナダ市民」という範疇を導入したのである。そこでは、「外国人 (alien)」が「英国臣民ではない個人」と定義される一方で、次の 3 つのいずれかに該当するものを「カナダ市民」と定義した。

- (1) カナダで生まれた個人で、外国人にはなっていない〔＝他国で帰化していない〕者
- (2) カナダに住所もつ英国臣民
- (3) カナダの法律のもとで帰化を果たした個人で、その後、外国人になっておらず、居住権を失っていない者⁷⁴⁾

そして、「カナダ市民」にのみ、カナダに自由に入国し、居住する権利が無条件に与えられ、それ以外の者を移民法の適用対象とすることを定めた。重要なことは、この「カナダ

市民」という範疇は、通常の意味での「国籍」ではなかったことである。先に述べたように、「カナダ人」であろうが、「インド人」であろうが、大英帝国の成員である以上、国籍は「英国臣民」であった。「カナダの市民」という資格は、あくまでも移民管理行政上の必要性から生まれたものである。モファット・ハンコックが印象深い言葉で述べているように、「カナダ市民」としての地位は、「移民審査官のあいだの単なる技術的用語であり、国境においては非常に重要であるが、公民権あるいは政治権に何らの影響をもつものではなかった」のである⁷⁵⁾。それは国境線上でのみ効力を発揮し、移民審査官には可視化されるが、その境界を跨ぐ前にも、跨いだ後にも、「カナダ市民」という範疇には実質的な内容が含まれなかった。カナダ領内で諸権利を享受できる資格に関しては、あくまでも「英国臣民」と「外国人」との区分によって決定されていたからだ。言い換えれば、この範疇は、「英国臣民」と「外国人」のあいだにグレーゾーンを設け、特定の人びとを、移民管理においてのみ「外国人化」するものだったのである。

この移民法の規定によって、すでにカナダに居住実績のある者の再渡航である以外、インド人がカナダの国境を越えられる可能性がなくなったといえる。さらには、移民局はインド人に対する居住証明書の発行を拒否したため、一旦カナダから出てしまえば、そこに戻ることは事実上、不可能となったのである⁷⁶⁾。

VI おわりに

以上、20世紀初頭にはじまるインド人労働者のカナダへの移動と、それに対応しながら作られていく法制度の変容過程を追いながら、大英帝国領内における移民管理の一旦を明らかにしてきた。帝国内の移民管理は、中心で確定された基本方針に則って、首尾一貫したかたちで行われていたわけではない。また、「臣民」から「国民」へと管理の主軸を変換するとによって、一足飛びに移民の規制が達成されたわけでもない。「英国臣民」であるインド人の領内の移動に対してどのような制限策を講じるかという課題に直面した現場の移民当局者たちは、そこで生起する微細な出来事に日々対応しながら、「人種」や「市民」といった範疇を場当たりの重ね合わせることで、少しずつ継ぎはぎ状の法制度を構築していったのである。帝国領内の移民管理は、このような緩慢で複雑な道程を取りながら、なし崩し的に既成事実化されていったのである。

(神戸大学総合人間科学研究科博士後期課程)

注

¹⁾ Radhika Vyas Mongia, "Race, Nationality, Mobility: A History of the Passport," *Public Culture*, Vol. 11 No. 3, 1999, pp. 527-555.

²⁾ *Ibid.*, pp. 554. 強調は原文。

³⁾ John Torpey, *The Invention of Passport: Surveillance, Citizenship and the State*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000. [ジョン・トーピー『パスポートの発明: 監視・シティズンシップ・国家』、藤川隆男訳、法政大学出版局、2008年。] なお、本稿を

通じて外国語文献からの引用にあたっては、既訳がある場合でも、引用者による訳文を使用している。既訳がある場合には、該当頁数を併記することとする。

4) なお、パスポートあるいはその原型となった文書の系譜は遙か紀元前にまで遡れる。古代から現在に至るまでのパスポートの「歴史」を簡潔に纏めた書物として、以下のものがある。Martin Lloyd, *The Passport: The History of Man's Most Travelled Document*, Stroud: Sutton Publishing Limited, 2003.

5) *Ibid.*, pp. 4-5. [邦訳、7-8頁。]

6) Torpey, *op. cit.*, pp. 2-3. [邦訳、4頁。]

7) ミシェル・フーコーは、植民地から本国への統治技術の逆流現象を「ブーメラン効果」と呼び、大きな注意を呼びかけている。「植民地化が（中略）ヨーロッパ製の諸モデルを他の諸大陸へ運んだのは明らかだが、他方でそれが西洋における権力のメカニズムに、権力の諸装置、諸制度、諸技術へ少なからぬブーメラン効果を与えたことも決して忘れられてはならない。一連の植民地的諸モデルは西洋に持ち帰られ、結果的に西洋は自身に対して植民地化のようなこと、あるいは内的植民地主義を实践できたのである。」Michael Foucault, *Society Must be Defended: Lectures at the Collège de France, 1975-76*, translated by David Macey, New York: Picador, 2003, p. 103. [ミシェル・フーコー『社会は防衛しなければならない：コレージュ・ド・フランス講義 1975-1976 年度』、石田英敬・小野正嗣訳、筑摩書房、2007、103頁。]

8) 指紋法の植民地的系譜に関しては以下のものを参照のこと。Chandak Sengoopta *Imprint of the Raj: How Fingerprinting was born in Colonial India*, London: Pan Macmillan, 2003. [S. セングーブタ『指紋は知っていた』、平石律子訳、文春文庫、2004年。] 高野麻子『『指紋法』誕生の軌跡：大英帝国のネットワークと移動する身体の管理という『課題』』『情報学研究』 No. 82、2012年、43-68頁。

9) Torpey, *op. cit.*, p. 9. [邦訳、15頁。]

10) 英国の国籍法制に関する記述は、以下の研究書を参考にした。Ann Dummet and Andrew Nicol, *Subjects, Citizens, Aliens and Others: Nationality and Immigration Law*, London: Weidenfeld and Nicolson, 1990. Reiko Karatani, *Defining British Citizenship: Empire, Commonwealth and Modern Britain*, London: Frank Cass, 2003.

11) 「カルヴィン事件」とは、1608年にスコットランド人ロバート・カルヴィンとその後見人を原告とし、彼がイングランドにおいて土地保有権を持てるか否かが争われた裁判である。イングランドにおける土地保有は、イングランドの臣民として法的に認められることを前提としていたため、実質的に争点となったのは、成員資格に関するコモン・ロー上の解釈に照らし合わせて、カルヴィンがイングランド臣民であるかどうかであった。1603年にスコットランド王ジェイムズ6世がイングランド王位を継承し、ジェイムズ1世としてイングランド王を兼ねることになった。このため、ジェイムズ1世がイングランド王を継承した後にスコットランドで出生した者は、イングランド臣民としての法的地位を有するかをめぐって法律家のあいだでも議論の対象となっていた。裁判の結果、ジェイムズ1世のイングランド王継承以前にスコットランドで出生した者は、イングランド臣民として認められないが、カルヴィンのように継承以後に出生したものは、自動的にイングランド臣

民になるとの原則が確立された。カルヴィン事件の詳細とその歴史的意義については、以下を参照のこと。柳田健一『イギリス近代国籍法史研究：憲法学・国民国家・帝国』、日本評論社、2007年、同上、38-52頁。

¹²⁾ F. Pollock and F. Maitland, *History of England Law, Vol. I*, 2nd edition, Cambridge : Cambridge University Press, 1952, p. 458. しかしはあくまで原則は原則であり、植民地では常に「例外」がつきまとった。帝国の拡大においては、英国の主権が及ぶ範囲と英国法が適用される法域のあいだにしばしば齟齬が生まれ、誰が臣民となるかを規定する古式ゆかしいコモン・ローの基本原則が、単純に適用されない事例が数多く生まれた。植民地において法を執行する行政官が、人種的な区分に基づいて特定の人びとを臣民の枠内から意図的に除外することもあった。たとえば、英国植民地時代のアメリカで生まれた奴隷は、出生地主義の適用対象から除外され、解放されたあとも臣民として認められなかった。

Dummett and Nicol, *op. cit.* p. 120. 大英帝国が地球の表面積の5分の1を治め、4億の人口を抱えたといわれる絶頂期の20世紀初頭、法律家のサー・フランシス・ピゴットは国籍法に関する自著を、「自らが英国臣民であるかどうかを確言できぬ人々が大勢いるにちがいない」との言葉から始めたことは、広大な領土と複雑に細分化される統治機構の結果として、英国に帰属する成員を決定する法制度がいかに錯綜していたかをよく物語っている。

Sir Francis Piggott, *Nationality: including Naturalization and English Law on the High Seas and beyond the Realm, Part I*, London : William Clowes and Sons, 1907, p. i.

¹³⁾ 柳田、前掲書、87-88頁。ウダイ・シン・メータの印象的な表現を借りれば、この包括的な国籍概念によって、「カナダの北方領域のイヌイット、ロンドンの行政区のジェントルマン、ラジャスタン州の高地のビール族、ニュージーランドのマオリ族」のすべてが、「大西洋の小島に鎮座する女王の臣民」となったのである。Uday Singh Mehta, *Liberalism and Empire: A Study in Nineteenth-Century British Liberal Thought*, Chicago : University of Chicago Press, 1997, p. 115.

¹⁴⁾ Herbert Broom, *Constitutional Law Viewed in Relation to Common Law*, 2nd edition, London : W. Maxwell & Son, 1885, p. 31.

¹⁵⁾ Randall Hansen, "The Politics of Citizenship in 1940s Britain: The British Nationality Act," *Twentieth Century British History*, Vol. 10, No. 1 (1999), pp. 67-95, p. 71.

¹⁶⁾ 「国王宣言」の歴史的背景に関しては、以下の論文が参考になる。毛利敏彦「ヴィクトリア宣言とインド・ナショナリズム」、『九州大学法政学会』26(2)、1959年12月、79-98頁。

¹⁷⁾ "Proclamation by the Queen in Council to the Princes, Chiefs, and People of India," cited in Romesh Dutt, *The Economic History of India in the Victorian Age: From the Accession of Queen Victoria in 1837 to the Commencement of the Twentieth Century*, London : Routledge & Kegan Paul, 1950, pp. 232-235, p. 233.

¹⁸⁾ *Ibid.*, p. 234.

¹⁹⁾ M. K. Gandhi, *Collected Works of Mahatma Gandhi, Vol. III*, New Delhi : Publications Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India,

1960, p. 357.

²⁰⁾ 各自治領植民地における排他的移民法の立法過程に関しては、歴史学の分野ですでに多くの研究蓄積があるが、全体像を掴む上で、次の2点がとくに有用である。Robert A.

Huttenback, *Racism and Empire: White Settlers and Colored Immigrants in the British Self-Governing Colonies 1830-1910*, Ithaca : Cornell University Press, 1976. Marilyn Lake and Henry Reynolds, *Drawing the Global Colour Line: White Men's Countries and the International Challenge of Racial Equality*, Cambridge : Cambridge University Press, 2008.

²¹⁾ J. Mervyn Jones, *British Nationality Law*, revised edition, Oxford : Clarendon Press, 1956, p. 87.

²²⁾ India Office Memo, 5 April 1911, CO 886/3/2, National Archives, UK.

²³⁾ Great Britain, *Proceedings of Conference between Secretary of State for Colonies and Premiers of Self-governing Colonies, at the Colonial Office, London, June and July 1897*, C. 8596, London : HMSO, 1897, p. 13.

²⁴⁾ *Ibid.*, p. 14.

²⁵⁾ *Ibid.*, p. 13.

²⁶⁾ Adam McKeown, *Melancholy Order: Asian Migration and the Globalization of Borders*, New York : Columbia University Press, 2008, pp. 195-196.

²⁷⁾ Robert A. Huttenback, *Gandhi in South Africa: British Imperialism and the Indian Question, 1860-1914*, Ithaca : Cornell University Press, 1971, p. 141.

²⁸⁾ Fred Lockley, "The Hindu Invasion," *Pacific Monthly* Vol. 17, No. 5 (May 1907), pp. 584-595, p. 588. 最初期のインド移民の暮らしぶりについては雑誌記事が詳しい。Saint Nihal Singh and J. Barclay Williams, "Canada's New Immigrant: The Hindu," *Canadian Magazine* Vol. 28, No. 4 (February 1907), pp. 387-391.

²⁹⁾ Hugh Johnston, *The Voyage of the Komagata Maru: Sikh Challenge to Canada's Colour Bar*, 2nd edition, Vancouver : University of British Columbia Press, 1989, p. 2.

³⁰⁾ Johnston, *op. cit.*, pp. 2-3.

³¹⁾ The Dominion Bureau of Statistics, *The Canada Year Book 1920*, Ottawa : F. A. Acland, 1921, p. 125.

³²⁾ Norman Buchignani et al., *Continuous Journey: A Social History of South Asians in Canada*, McClelland and Stewart, 1985, p. 11.

³³⁾ Heather Streets, *Martial Races: The Military Race and Masculinity in British Imperial Culture, 1857-1914*, Manchester : Manchester University Press, 2004.

³⁴⁾ 1908年にカナダ政府がおこなった移民動向の調査に対して、カナダ太平洋横断鉄道会社の間太平洋旅客サービス部門の最高責任者で、15年近く香港で過ごしていたデイヴィッド・ブラウンは、「香港ではインド人が警官として非常に広く雇用されており、〔カナダへの〕移動はまずもって彼らの同僚のなかから始まったものである」と証言している。W. L. Mackenzie King, *The Report of the Royal Commission Appointed to Inquire into the Methods by which Oriental Labourers Have Been Induced to Come to Canada*, Ottawa :

Government Printing Bureau, 1908, p. 75. [] 内引用者補足。

35) Archana B. Verma, *The Making of Little Punjab in Canada, Pattern of Immigration*, New Delhi : SAGE Publications, 2002, pp. 10-15.

36) Peter Ward, *White Canada Forever: Popular Attitudes and Public Policy Toward Orientals in British Columbia*, 3rd edition, Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press, 2002, p. 79.

37) *Ibid.*

38) 中国人移民に対する排斥運動は、19世紀半ばから存在したが、政府は国家プロジェクトである太平洋横断鉄道の建設労働者として、大量の中国人移民を必要としていたため、移民制限には慎重な姿勢を取っていた。しかし同鉄道の完成に見通しがつくと、中国人移民に対する法制的措置が講じられ始めた。1884年にジョン・マクドナルド内閣は、中国からの新規の移民に対して50ドルの人頭税を課すことを決定した。この金額にそれほどの抑止力がないことがわかると、1900年からは100ドルに引き上げられ、さらに1904年になると500ドルへと増額された。Stainislaw Andracki, *Immigration of Orientals into Canada, with Special Reference to Chinese*, New York : Arno Press, 1978, p. 87.

39) Letter from A. S. Monro to W. D. Scott, 16 August 1906, cited in Robert A. Huttenback, *Racism and Empire: White Settlers and Colored Immigrants in the British Self-Governing Colonies, 1830-1910*, Ithaca ; London : Cornell University Press, 1976, p. 176.

40) *Ibid.*

41) *The Victoria Daily Colonist*, 15 November 1906.

42) *The Vancouver Daily World*, 1 September 1906.

43) *The Vancouver Daily Province*, 23 November 1906.

44) *American Review of Review*, 35 (January-June 1907), p. 365.

45) Brij Lal, *East Indians in British Columbia, 1904-1914: A Historical Study in Growth and Integration*, Unpublished M. A. Thesis, The University of British Columbia, 1976, pp. 111-112.

46) *Ibid.*, p. 113.

47) Governor-General of Canada to the Secretary of State for Colonies, enclosure, 11 November 1907, CO886/1/3, The National Archives, UK.

48) India Office to Colonial Office, enclosure, 30 January 1908, CO886/1/3, The National Archives, UK.

49) *Ibid.*

50) ハワイを経由した日本人移民への制限策として同枢密院令が發布されるに至る経緯については、以下で詳しく論じた。拙稿「移民研究自体を『越境』するための試論—19世紀末から20世紀初頭における日本人労働者の転航現象を事例として—」、『国際文化学』23・24号、2011年、19-32頁。

51) P. C. 27, 8 January 1908.

52) 移民局長代理 L. M. フォスターは、「連続旅程」を次のように定義づけている。『連続

旅程規定』とは、必ずしも直通旅程 (direct journey) を意味するわけではなく、「連続的 (continuous)」なものを意味すると考えられているので、例えば、もしインドの原住民がインドでカナダ行きの切符を購入し、その切符を用いてカナダの港へ、直通ではないが「連続的な旅程」をとって旅するならば、彼は要件を満たすことになる。彼は何処で船を乗り換えても構わないし、所持している切符が必要とするとならば、何度でも乗り換えをおこなってもよい。」Correspondence to Alfred Hunswick, Esq., Publicity Agent, Victoria, B. C. from L. M. Foster, Acting Superintendent of Immigration, 25 July 1911, cited in R. Sampat-Mehta, *International Barriers: Aliens, Immigration and Citizenship in Canada*, Ottawa : Canada Research Bureau, 1973, p. 149.

⁵³⁾ Archana B. Verma, *The Making of Little Punjab in Canada, Pattern of Immigration*, New Delhi : SAGE Publications, 2002, pp. 99-102.

⁵⁴⁾ Letter from T. R. McInnes to Frank Oliver, 14 March 1908, Copy, CO42/918, The National Archives, UK. 強調は原文。

⁵⁵⁾ Buchignani, et al., *op. cit.*, pp. 24-25. Sampat-Mehta, *op. cit.*, pp. 136-138.

⁵⁶⁾ *In Re Bihari Lal et al.* (1908) 13 B. C. R. 415.

⁵⁷⁾ Buchignani, et al., *op. cit.*, p. 25.

⁵⁸⁾ P. C. 662, 27 March 1908.

⁵⁹⁾ Memo from Superintendent of Immigration, Ottawa to P. Doyle, Dominion Immigration Agent, Quebec, P. Q. 28 March 1908, cited in Sampat-Mehta, *op. cit.*, p. 140.

⁶⁰⁾ Letter from T. R. E. McInnes to Sir Wilfrid Laurier, 15 March 1908, Copy, CO42/418, The National Archives, UK.

⁶¹⁾ Letter from T. R. E. McInnes to Frank Oliver, 14 March 1908, Copy, CO42/418, The National Archives, UK.

⁶²⁾ Canada, *House of Commons, Debates*, 8 April, 1908, c. 6435.

⁶³⁾ 審議中に野党保守党議員ジョン・グラハム・ハガートは「本議会は英国臣民から、その忠誠や、特別な理由がなければ、この国に上陸する権利を奪うことはできない」と問題提起している。ここでハガートが言及している「特別な理由」とは、病気、犯罪、精神疾患、貧困などであり、英国本国でもコモン・ローの下で入国拒否の理由として採用されていた。これに対して、与党自由党のジョージ・フォウラー議員は、「精神的あるいは肉体的な不健康などの何らかの理由のためであれば、我々は英国臣民を排除する権利を持つということなら、我々には彼らを排除する絶対的理由を持つといえるようにおもえる」と応戦した。Canada, *House of Commons, Debates*, 8 April 1908, c. 6439-6443.

⁶⁴⁾ An Act to Amend the Immigration Act, 1908, 7-8 E. VII., c. 33, s. 30.

⁶⁵⁾ Memo from Frank Oliver, Minister of the Department of the Interior to Mr. William Duncan Scott, Superintendent of Immigration, 11 April 1908, cited in Sampat-Mehta, *op. cit.*, p. 141. 強調は引用者。

⁶⁶⁾ Canada, *Documents on Canadian External Relations, Vol. 1 1908-1918*, Ottawa : Ottawa Department of External Affairs, 1967, p. 621. 実際、そうした可能性は、1911年に日本郵船がカルカッタ航路を開設したことで、現実味を帯びることになる。同社は 1896

年以来、香港とシアトルを結ぶ北米路線を開設しており、当路線で就航されていた汽船の寄港地には、上海、門司、神戸、横浜などとともにヴィクトリアが含まれていた。それゆえ、少なくとも理論的には、日本郵船はカルカットからヴィクトリアまでの通し切符を発券する能力を備えたのであった。日本郵船『日本郵船株式会社五十年史』日本郵船、1935年、234-237頁。日本郵船『日本郵船百年史資料』日本郵船、1988年、711頁。

⁶⁷⁾ Canada, *Documents on Canadian External Relations, Vol. 1 1908-1918*, p. 641.

⁶⁸⁾ Sohi Seema, *Echoes of Mutiny: Race, Empire, and Indian Anticolonialism in North America*, Unpublished PhD Dissertation, University of Washington, 2008, p. 177.

⁶⁹⁾ 実際、移民法中の連続航路規定と、それに基づく枢密院令は、1908年から1913年までに、数度にわたって法廷に持ち込まれており、「権限踰越（ultra vires）」との判断から無効になっている。インド人は法廷で数々の勝利を収めたのである。移民審査官のマルコム・リードは「ヒンドゥーたちは、自分たちは法廷で常に政府を打ち負かしてきたのだと豪語している」と苦々しく上司に報告している。しかし、いずれの裁判においても、枢密院令で用いられている文言と、それが依拠している移民法の文言とのあいだに齟齬が認められるといった技術的な理由から無効とされただけであり、法廷での判決に基づいて政府が新たな枢密院令を政府が発布しなすという対応が繰り返された。Buchignani, et al., *op. cit.*, p. 45.

⁷⁰⁾ P. C. 1255, 3 June 1908.

⁷¹⁾ *Ibid.*

⁷²⁾ Canada, The Dominion Bureau of Statistics, 1921, *The Canada Year Book 1920*, Ottawa : F. A. Acland, Canada 1921, p. 125.

⁷³⁾ Joan M. Jensen, *Passage from India: Asian Indian Immigrants in North America*, Yale University Press, 1988, p. 81.

⁷⁴⁾ Immigration Act, 1910, 9-10 Edw., ch. 27.

⁷⁵⁾ Moffat Hancock, “Naturalization in Canada,” in Norman MacKenzie, ed., *The Legal Status of Aliens in Pacific Countries: An International Survey of Law and Practice concerning Immigration, Naturalization and Deportation of Aliens and Their Legal Rights and Disabilities*, London : Oxford University Press, 1937, pp. 88-102, p. 99.

⁷⁶⁾ Buchignani, et al., *op. cit.*, p. 39.